

## 第 1 章

### 調査研究概要



## 1-1 調査研究概要

### (1) 設備工事業（給排水衛生設備工事業）の選定の経過

本調査研究では、ニーズに即した研修カリキュラムの設定や公正かつ客観的な職業能力の評価など、効果的で効率的な人材育成に資するための産業・業種ごとの職務を調査・分析した「職業能力体系（モデルデータ）」の拡充や見直し等を行っている。

その拡充・見直し等の対象となる産業・業種の選定に当たっては、平成22年度に労・公・使の有識者で構成された「生涯職業能力開発体系調査研究会」において検討を行った。その結果、職務内容の大幅な変化や新たな職務の発生などが認められる業種、また第9次職業能力開発基本計画で示されていた新規成長分野（環境イノベーション業種）に関係する業種として、低炭素化社会へ向けて省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用など、その対応に直面している設備工事業（給排水衛生設備工事業）を対象業種とした。

これを受けて、社団法人日本空調衛生工事業協会と業界の動向・現状等について協議を行った。その結果、平成15年度に作成した職業能力体系は「設備工事業(一般管工事業)」として「空気調和換気設備工事業」と「給排水衛生設備工事業」がまとまっており、その後の環境問題や耐震・防震・免震に関する建築基準や建築設備に係る建築業法令の改正への対応、また日本標準産業分類上も「空気調和換気設備工事業」と「給排水衛生設備工事業」が分かれていることから、平成15年度に作成した既存の設備工事業（一般管工事業）の「職業能力体系（モデルデータ）」を「空気調和換気設備工事業」と「給排水衛生設備工事業」に分けて見直し、職務分析データをまとめることとした。

### (2) 設備工事業（給排水衛生設備工事業）とは

設備工事業（給排水衛生設備工事業）は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）において、大分類「D 建設業」のうちの中分類「08 設備工事業」において小分類「083 管工事業」として位置付けられている。（図表1-1参照）

このうち本調査研究では、主として主として建築物、工場など各種施設の給水設備(井戸ポンプを含む)、排水設備、給湯設備、消火設備、水洗便所、ちゅう房設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化槽、じんかい処理装置などの設備工事を行う「0833 給排水衛生設備工事業」を管理監督する「サブコンの業務」と実作業を行う「施工業者の業務」を分けて職務を分析することとした。

図表1-1 日本標準産業分類（総務省）における給排水衛生設備工事業の位置付け

|   |  |
|---|--|
| <p><b>大分類D－建設業</b></p> <p>この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。</p> <p><b>建設工事</b></p> <p>建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。</p> <p>(1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。</p> <p>(2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。</p> <p>(3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。</p> |  |
| <p><b>中分類08－設備工事業</b></p> <p><b>総説</b></p> <p>この中分類には、主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。</p>  |  |
| <p><b>D083管工事業（さく井工事業を除く）</b></p>   |  |
| <p><b>0833 給排水衛生設備工事業</b></p> <p>一般管工事業に属さない、主として建築物、工場など各種施設の給水設備（井戸ポンプを含む）、排水設備、給湯設備、消火設備、水洗便所、ちゅう房設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化槽、じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。</p> <p>○給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業；井戸ポンプ工事業</p>  |  |

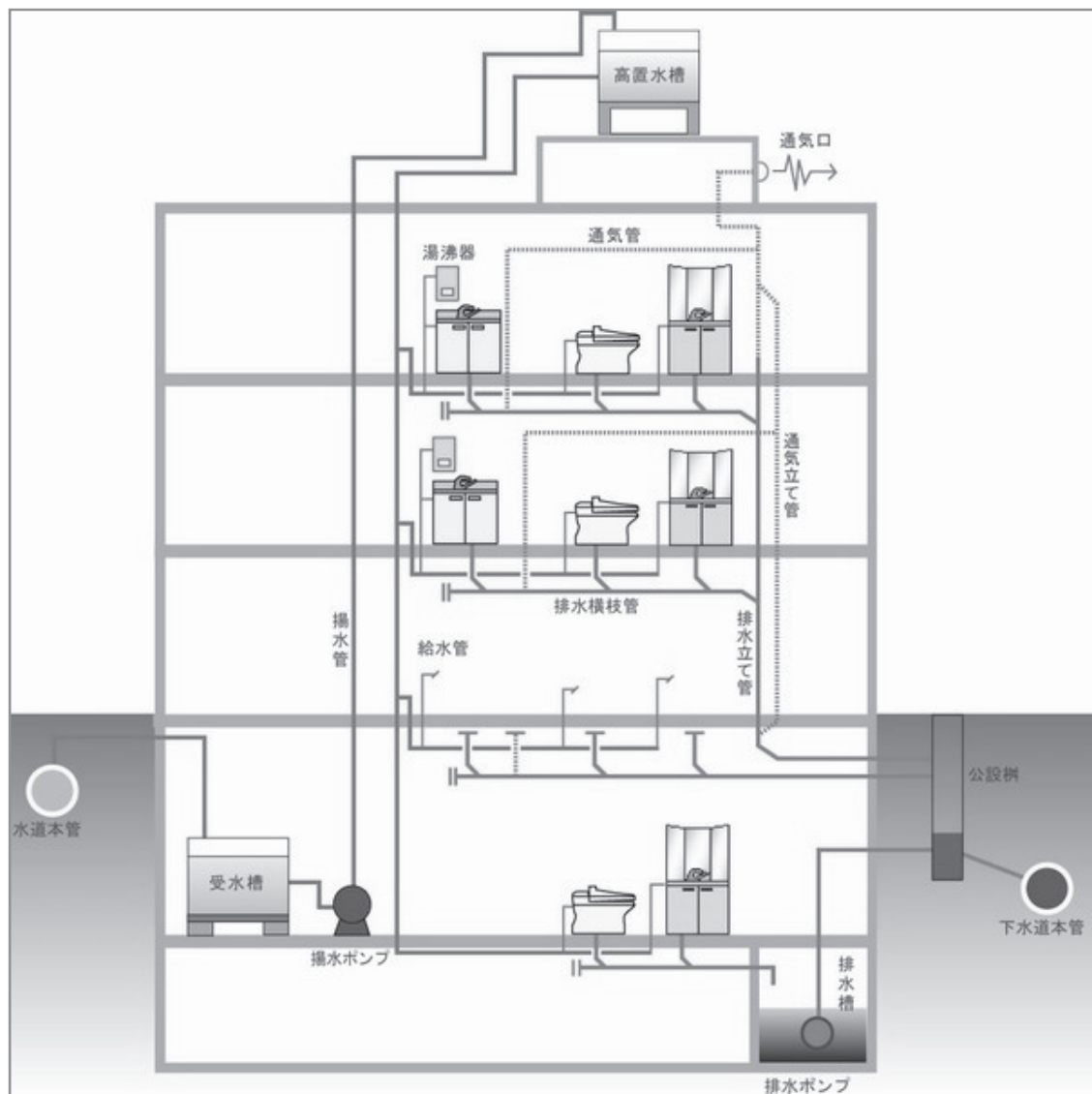
資料：総務省「日本標準産業分類（平成19年11月改訂）」

※ 日本標準産業分類の細分類では、「一般管工事業」となっているが、本調査研究では、作業部会において管理業者の業務と専門工事業者の業務を明確化して職務分析すること、及び「管工事」と言うくくりでは土木配管工事までをイメージするため、屋内配管工事に係る職務分析に特化した方が良い等の意見から“設備工事業「給排水衛生設備工事業」”として、職務内容を整理することとした。

建築物の重要な構成要素として、「意匠」「構造」「設備」が挙げられる。その中でも、私たちの日常生活に最も密接な関係にある「設備」は、現在の建物は雨や風から身を守るだけでなく、調理、洗浄、トイレなどに安全で衛生的な水を供給し、使用した水を衛生的に排除するなど我々の生活空間を高度な技術で快適に維持する「給排水衛生設備」がある。

また、給排水衛生設備は今後も省資源・省エネルギー化等の技術を通じて、地球環境保全にも大きな役割を担っている。

図表 1-2 給排水衛生設備の概念図



資料提供：(社)日本空調衛生工事業協会

<http://www.nikkuei.or.jp/>

